

保育料の納付について

◎保育料は、口座振替（引き落とし）による納付が原則です

- ・町立保育所、認可保育園の保育料の口座振替の登録は、随時役場福祉課の窓口において受け付けております（小規模保育園、認定こども園の保育料は各施設にご確認ください）。

◎保育料の納付期限・口座振替の日程

① 振替日：口座から保育料が引き落とされる日（毎月28日（28日が土・日・祝日の場合は翌日））

振替日の前日までに保育料振替に登録された口座へ保育料を入金しておいてください。

この日に残高不足で振替ができなかった場合は、下記②の再振替日：翌月14日（14日が土・日・祝日の場合は翌日※）に再振替。この場合、対象となる方へ再振替のお知らせを送付いたします。

※長期休日等がある場合は、振替日が大幅に変更になりますので、必ず下記日程で確認してください

② 再振替日：①で口座から保育料が振替（引き落とし）されなかった場合のみ

再振替日の前日までに保育料振替に登録された口座へ保育料を入金しておいてください。

この日に残高不足で振替ができなかった場合は、督促納付書を送付いたしますので、この督促納付書で保育料を納付してください。

※保育料の滞納がある場合、預金や給与等の財産差押処分の対象となりますので、必ず納期限内の納付をお願いします。

督促納付書の納期限は督促の期限であり、下記納期限が延長されるものではありません。下記納期限が過ぎたものは滞納扱いとなります。

令和6年度 保育料口座振替日程

| 保育料発生年月 | 納期限 | ①振替(口座引き落とし)日 | ②再振替日 | 督促納付書の発行 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| 令和6年 4月分 | 令和5年 4月 30日(火) | 令和6年 4月 30日(火) | 令和6年 5月 14日(火) | |
| 令和6年 5月分 | 令和5年 5月 31日(金) | 令和6年 5月 28日(火) | 令和6年 6月 14日(金) | |
| 令和6年 6月分 | 令和5年 7月 1日(月) | 令和6年 6月 28日(金) | 令和6年 7月 16日(火) | |
| 令和6年 7月分 | 令和5年 7月 31日(水) | 令和6年 7月 29日(月) | 令和6年 8月 14日(水) | |
| 令和6年 8月分 | 令和5年 9月 2日(月) | 令和6年 8月 28日(水) | 令和6年 9月 17日(火) | |
| 令和6年 9月分 | 令和5年 9月 30日(月) | 令和6年 9月 30日(月) | 令和6年 10月 15日(火) | |
| 令和6年 10月分 | 令和5年 10月 31日(木) | 令和6年 10月 28日(月) | 令和6年 11月 14日(木) | |
| 令和6年 11月分 | 令和5年 12月 2日(月) | 令和6年 11月 28日(木) | 令和6年 12月 16日(月) | |
| 令和6年 12月分 | 令和7年 1月 6日(月) | 令和6年 12月 30日(月) | 令和7年 1月 14日(火) | |
| 令和7年 1月分 | 令和7年 1月 31日(金) | 令和7年 1月 28日(火) | 令和7年 2月 14日(金) | |
| 令和7年 2月分 | 令和7年 2月 28日(金) | 令和7年 2月 28日(金) | 令和7年 3月 14日(金) | |
| 令和7年 3月分 | 令和7年 3月 31日(月) | 令和7年 3月 28日(金) | 令和7年 4月 14日(月) | |